

鳥取県選挙管理委員会告示第56号

日南町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成24年12月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
日南町基礎集落圏防雪体制整備事業施設山上会館	日野郡日南町茶屋4169-3